平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第39号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則(昭和34年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改正前
<u>鳥取県調理師法施行細則</u>	調理師法施行細則
(<u>趣旨</u>) 第1条 この規則は、調理師法(昭和33年法律第147号。以下「法」という。)、調理師法施行令(昭和33年政令第303号。以下「政令」という。)及び調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号。以下「省令」という。) <u>の施行に関し必要な事項を定めるもの</u> とする。	33年政令第303号。以下「政令」という。)及び調
(書類の提出) 第9条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、住所地を所管する総合事務所長(八頭郡に住所を有する者にあっては東部総合事務所長、日野郡に住所を有する者にあっては西部総合事務所長。以下「所管総合事務所長」という。)に提出しなければならない。ただし、第2条第1項の規定により知事に提出する受験願書及びその添付書類は、所管総合事務所長を経由して知事に提出しなければならない。	-
様式第1号(第2条関係) 調理師試験受験願書 略	様式第1号(第2条関係) 調理師試験受験願書 略
職 氏 名 様 年 月 日	職氏名様年月日
郵便番号 住 所	郵便番号 住 所

出 願 者 フリガナ 氏 名 ^印

年 月 日生

電話番号

調理師試験を受けたいので、<u>鳥取県調理師法施行</u> <u>細則</u>第2条第1項の規定により出願します。

添付書類 略

注略

出 願 者 フリガナ

氏 名

ED

年 月 日生

電話番号

調理師試験を受けたいので、<u>調理師法施行細則</u>第 2条第1項の規定により出願します。

添付書類 略

注 略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。